

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会川越市支援
委員会規約

(名称)

第1条 本会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会川越市支援委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）及び本市で開催されるゴルフ競技について全市を挙げて支援するとともに、オリンピックの開催を契機として、観光、国際交流、スポーツ、文化芸術、教育等の振興によって地域の活性化を図ることにより、市民一人ひとりが誇りや愛着を持ち、将来を担う子どもたちが夢や希望を抱くことができる都市として更なる発展を目指すことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ゴルフ競技の円滑な運営等に係る支援に関すること。
- (2) オリンピックの事前合宿及び直前練習等の誘致に関すること。
- (3) 東京2020大会の開催を契機とした地域の活性化に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

2 委員会は、前項各号に掲げる事務の一部を委員会以外の者に委託することができる。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名

(役員を選出)

第6条 前条に規定する役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 副会長及び顧問は、委員のうちから会長が指名し、委員会の承認を得る。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 委員会に、第3条第1項各号に掲げる事項に係る個別の課題等に関し専門的に検討を行うため、部会を置く。

- 2 部会は、専門部会員及び一般部会員（以下これらを「部会員」という。）をもって組織し、専門部会員は委員の所属する団体が推薦する者及び会長が指名する者をもって充て、一般部会員は部会が推薦する者をもって充てる。
- 3 各部会に部会長1名、副部会長1名を置き、それぞれ専門部会員

のうちから各部会の部会員の互選によってこれを定める。

4 部会長は部会を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 1 1 条 委員会及び部会の庶務は川越市総合政策部オリンピック大会室において処理する。

(解散)

第 1 2 条 委員会の解散は、委員会の議決をもって、これを行うものとする。

(雑則)

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 7 月 1 9 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

川越市議会議長 川越警察署長 川越商工会議所会頭
公益社団法人小江戸川越観光協会会長 川越商店街連合会会長
川越市自治会連合会会長 公益社団法人川越青年会議所理事長
川越市体育協会会長
一般社団法人霞ヶ関カンツリー倶楽部総支配人
一般社団法人日本女子プロゴルフ協会顧問
川越市文化団体連合会会長 一般社団法人川越市医師会会長
一般社団法人川越市歯科医師会会長 川越市薬剤師会会長
東京国際大学学長 尚美学園大学学長 東洋大学学長
東邦音楽大学学長 埼玉県川越比企地域振興センター所長
川越市長